

深谷市水道事業指定給水装置 工事事業者の違反行為に対す る処分規程 の概要

給水装置の工事については、市が指定する事業者が水道法など関係法令に従い、適正かつ円滑に業務を行わなければならないことになっております。

これらの手続き及び工事が適正に行われなかった場合、水の使用に支障が生じたり、水道使用料金の徴収が行えないなど需要者に多大な迷惑が掛かる可能性があります。

市では、給水装置設置に係る手続き及び工事についてのさらなる適正化の徹底を図るため、標記規程を制定いたしましたので、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

目的・趣旨

『深谷市水道指定給水装置工事事業者規程』に規定されている遵守事項などに対する違反行為について、処分適用までの手続きを明確化することにより、適正かつ円滑な事務の執行を促すことを目的としています。

規程の施行日

令和2年11月1日から施行

違反行為と処分内容

『深谷市水道指定給水装置工事事業者規程』に規定されている責務・遵守事項を守らなかった場合などを違反行為として処分の対象としており、違反行為の回数や程度に応じ、口頭注意、文書による注意から停止・取消しまでの処分が適用されます。

★主な違反行為・処分内容

【主な違反行為】

- ・竣工書類を完了日が過ぎても提出しない場合
- ・給水装置工事手引書に記載されている内容に違反
- ・水道施設の機能に障害を与えた場合
- ・管理者の承認を受けずに工事を施工した場合
- ・無断通水、メーターの不正利用した場合

【処分内容】

- ・口頭注意
- ・文書注意
- ・文書警告
- ・指定の停止
- ・指定の取消し

※違反行為は処分規程 別表1、別表2に規定

処分までの流れ

違反行為

- ①違反行為の発生 … 軽易な違反行為を市が知ったときは「**口頭注意**」
 - ②違反行為の再発等 … 口頭注意複数回、比較的重大な違反行為を行った場合は「**文書注意**」
 - ③文書注意後の違反 … 文書注意2回目、文書注意後に違反行為を行った場合は「**文書警告**」
 - ④文書警告後の違反 … 文書警告1回目、文書警告後に違反行為を行った場合は「**処分**」
 - ⑤違反の処分 … 文書警告2回目、悪質な違反を行った場合は「**審査委員会**」
 - ⑥深谷市水道事業指定給水装置工事事業者審査委員会にて処分適用について審査
 - ⑦弁明や聴聞の後「一定期間の効力の停止」または「指定・登録の取消し」
- ※違反行為の発覚後、管理者より「違反行為通知書」を通知します。

【運用早見表】

対応	違反程度	処分の重さ	違反回数
注 意	軽易な違反	別表2の1	3回目で文書
		別表2の2	2回目で文書
文書	比較的重大な違反	別表2の1×3回、別表2の2×2回 別表2の3×1回	2回目で警告
警告	重大な違反 文書注意1回		2回目で処分
処分	悪質な違反 警告2回	審査会で処分	

【口頭注意】 軽易な違反のうち、注意が必要と判断した場合

【文書注意】 比較的重大な違反1回目/口頭注意が複数回行われ、さらに違反した場合

【警告】 重大な違反/既に文書注意が1回行われ、さらに違反した場合

【処分】 悪質な違反/既に文書警告が1回行われ、さらに違反した場合

Q & A

Q：違反回数の考え方を教えてください。

A：違反の種類ごとでなく、遵守事項に違反した回数です。（1度に複数の違反＝1違反とします）

Q：口頭注意、文書注意、警告などは有効期間があるのか？

A：違反は加算されていき、最後の違反から5年間、違反がない場合はリセットされます。

Q：指定工事事業者を取り消された場合どうなりますか？

A：2年間は深谷市の工事事業者として登録することができません。

Q：違反して業務停止を受けた場合、指定工事事業者の更新することはできますか？

A：取消し以外の違反については、更新することができます。しかし、更新しても違反は最後に違反した日から5年間残ります。

Q：違反した場合、深谷市のホームページ等で公表されることはありますか？

A：現在は公表する予定ありません。

【お問い合わせ先】 深谷市役所 環境水道部 水道工務課 給配水係 TEL048-577-7529

【本規程の詳細】 <http://www.city.fukaya.saitama.jp/>